



## 本年もよろしくお願ひ申し上げます

本年もあおぞらレターでは、お客様へのより良いサービスと実務に活かせる情報をお届けします。ご愛読の程どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

あおぞらコンサルティング一同

### 2024 年法改正の動き ～今年の法改正の動向をご紹介します～

1月改正

#### ● 産前産後期間相当分の国民健康保険料の免除

産前産後休業期間の社会保険料のうち、健康保険、厚生年金保険、国民年金が免除されていますが、2024年1月からは国民健康保険料も免除されることになりました。今回の改正では、2023年11月1日以降に出産予定または出産した方から対象となります。詳細は各市区町村へご確認ください。



4月改正

#### ● 労働条件明示のルール変更(労働基準法・労働契約法・関連基準等改正)

2024年4月1日以降に締結、更新をする雇用契約から、明示しなければならない労働条件が追加されます。

- ・すべての労働契約 … 就業場所・業務の変更の範囲
- ・有期労働契約 … ①契約の更新回数や期間に上限がある場合は明示  
②無期転換申し込みの権利が発生する契約(原則、通算5年を超える契約の場合)  
→無期転換申込機会があること、無期転換後に労働条件を変更する場合は変更する条件を明示

#### ● 障害者雇用に関する改正(障害者雇用促進法・障害者差別解消法等の改正)

- 障害者の法定雇用率の引き上げ  
段階的に、2024年4月 2.5% ⇒ 2026年7月 2.7%となります。
- 重度障害者等一部障害者について、短時間勤務であっても障害者としての算定対象(対象拡大)  
障害者雇用率を算出する場合、週所定労働時間が10時間以上20時間未満であっても、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者は0.5カウントできるようになります。
- 障害者雇用の促進に関する奨励金等の縮小  
障害者雇用調整金、奨励金が減額、および特例給付金が廃止されることとなります。



#### ● 時間外労働上限規制の適用拡大・自動車運転者の拘束時間・休息時間の基準適用

- 建設業、自動車運転業(トラック・バス・タクシードライバー)、医師に時間外労働時間の上限が適用されます。
- 自動車運転者は拘束時間及び休息時間等の基準が適用されます。

10月改正

#### ● 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

短時間労働者の社会保険加入の義務化が、現在、被保険者数「101人」以上の企業等から、「51人」以上の企業等になります。

その他

#### 2024年12月 マイナンバーカードと健康保険証の一体化

健康保険証が廃止され、マイナンバーカードを利用したマイナ保険証に移行されます。

#### 2024年秋 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行

フリーランス等と企業などの発注事業者の取引が不当な取引とならないような基準、ハラスメントの相談体制等を発注者に義務付けるなど就業環境の整備を図る法律が施行されます。



あおぞら Letter は毎月1回、第4火曜日にあおぞらコンサルティングのお客様向けに人事・労務・社会保険などの、実務に活かせる情報をお届けしています。